

北海道胆振総合振興局告示第 14 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げるつぶかご漁業(胆振・渡島総合振興局管内沖合海域)その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年(2023年)2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
つぶかご漁業	胆振総合振興局管内沖合海域	毎年、4月1日から10月10日まで	66隻以内	総トン数10トン未満	胆振総合振興局管内に住所を有する者	令和5年2月1日から令和5年3月1日まで	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、3年以内とする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、1年以内とする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、胆振総合振興局水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長に報告しなければならない。</p> <p>(2) 漁具の敷設</p> <p>① 胆振総合振興局管内沖合海域の場合 海中に敷設するかごは、直径110センチメートル、高さ30センチメートル以内、窓の直径は45センチメートル以上とし、漏斗を付けてはならない。</p> <p>② 渡島総合振興局管内沖合海域又は渡島海共第63号共同漁業権漁場区域のいずれかを含む場合 海中に敷設するかごは、円柱形とし、大きさは直径110センチメートル、高さ30センチメートル以内、窓の直径は22センチメートル以上とし、漏斗を付けてはならない。</p> <p>(3) かごの網目は、6節(結節から結節までの長さ30ミリメートル)以上の大きさでなければならない。</p> <p>(4) 海中に敷設するかご数は、500個以内でなければならない。</p> <p>(5) 折り畳み式の構造を有するかごは使用してはならない。</p> <p>(6) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。</p> <p>(7) えび及び次に掲げるかにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ ずわいがに ウ ベにずわいがに</p> <p>(8) 6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(9) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>